

官報

号外
昭和六十三年十一月十七日

○第百十三回 衆議院会議録 第十七号

昭和六十三年十一月十七日(木曜日)

議事日程 第十四号

昭和六十三年十一月十七日

正午開議

第一 地方自治法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

昭和六十年度一般会計歳入歳出決算

昭和六十年度特別会計歳入歳出決算

昭和六十年度国税収納金整理資金受払

計算書

昭和六十年度政府関係機関決算書

昭和六十年度国有財産増減及び現在額

総計算書

昭和六十年度国有財産無償貸付状況総

計算書

第五 畜産物の価格安定等に関する法律の一

部を改正する法律案(内閣提出)

第六 肉用子牛生産安定等特別措置法案(内

閣提出)

第七 遊漁船業の適正化に関する法律案(農

林水産委員長提出)

第八 行政機関の保有する電子計算機処理に

係る個人情報保護に関する法律案

(第百十二回国会、内閣提出)

第九 統計法及び統計報告調整法の一部を改

正する法律案(第百十二回国会、内閣

提出)

第十 行政機関の休日に関する法律案(内閣

提出)

第十一 一般職の職員の給与等に関する法律の

一部を改正する法律案(内閣提出)

第十二 議院における証人の宣誓及び証言等に

関する法律の一部を改正する法律案

(議院運営委員長提出)

○本日の会議に付した案件

裁判官弾劾裁判所裁判員辞職の件

裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙

原子力委員会委員任命につき同意を求めの件

公正取引委員会委員任命につき同意を求めの

件

公害健康被害補償不服審査会委員任命につき同

意を求めの件

社会保険審査会委員任命につき同意を求めの

件

運輸審議会委員任命につき同意を求めの件

電波監理審議会委員任命につき同意を求めの

件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めの

件

地方財政審議会委員任命につき同意を求めの

件

日程第十二 議院における証人の宣誓及び証言

等に関する法律の一部を改正する法律案(議

院運営委員長提出)

午後零時二分開議

○議長(原健三郎君) これより会議を開きます。

○議長(原健三郎君) 御報告いたすことがありま

す。

○議長(原健三郎君) 永年在職議員として表彰された元議員横山利秋

君は、去る一日逝去されました。まことに哀悼痛

惜の至りにたえません。

同君に対する弔詞は、議長において去る十四日

贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議

をもつてその功勞を表彰され、さきに決算委員

長物価問題等に関する特別委員長の要職にあた

られた正三位勲一等横山利秋君の長逝を哀悼

しつつ弔詞をささげます

○議長(原健三郎君) お諮りいたします。

裁判官弾劾裁判所裁判員辞職の件

○議長(原健三郎君) お諮りいたします。

裁判官弾劾裁判所裁判員原田憲君から、裁判員

を辞職したいとの申し出があります。右申し

出を許可するに御異議はございませんか。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、許可するに決しました。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、許可するに決しました。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、許可するに決しました。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、許可するに決しました。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、許可するに決しました。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、許可するに決しました。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、許可するに決しました。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、許可するに決しました。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、許可するに決しました。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、許可するに決しました。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、許可するに決しました。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、動議のとおり決しました。

議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に亀岡高夫君

を指名いたします。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、動議のとおり決しました。

議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に亀岡高夫君

を指名いたします。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、動議のとおり決しました。

議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に亀岡高夫君

を指名いたします。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、動議のとおり決しました。

議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に亀岡高夫君

を指名いたします。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、動議のとおり決しました。

議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に亀岡高夫君

を指名いたします。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、動議のとおり決しました。

議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に亀岡高夫君

を指名いたします。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、動議のとおり決しました。

議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に亀岡高夫君

を指名いたします。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、動議のとおり決しました。

議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に亀岡高夫君

を指名いたします。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、動議のとおり決しました。

議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に亀岡高夫君

を指名いたします。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、動議のとおり決しました。

議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に亀岡高夫君

を指名いたします。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、動議のとおり決しました。

議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に亀岡高夫君

昭和六十三年十一月十七日 衆議院会議録第十七号

元議員横山利秋君逝去につき弔詞贈呈の報告

裁判官弾劾裁判所裁判員辞職の件 裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙

公正取引委員会委員任命につき同意を求めの件

三七七

昭和六十三年十一月十七日 衆議院會議録第十七号

委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えるに決しました。

次に、社会保険審査会委員及び労働保険審査会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに御異議はございませんか。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも同意を与えるに決しました。

○自見庄三郎君 日程第一ないし第十一は延期されることを望みます。

○議長(原健三郎君) 自見庄三郎君の動議に御異議はございませんか。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程第一ないし第十一は延期するに決しました。

○議長(原健三郎君) 日程第十二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略することに御異議はございませんか。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

日程第十二 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(原健三郎君) 日程第十二、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長三塚博君。

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案

○三塚博君 たいだいま議題となりました議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

現在の議院証言法は、昭和二十二年に制定されたものであります。制定当初、多数の証人を喚問して諸問題の調査に当たったのでありますが、しばしば証人の人権に対する配慮が必要であるとの指摘を受けていたのであります。

昭和五十一年のロッキード問題に関する証人喚問を契機といたしまして、議院証言法の整備が強く指摘されるようになり、議院運営委員会及び議会制度協議会等で同法の改正について協議が行われることに相なりました。

この問題は法務委員会に委託され、証人及び証言等に関する小委員会を設置して調査を進め、昭和五十五年四月に報告書が取りまとめられ、議院運営委員会に提出をされました。

昭和五十七年六月には議会制度協議会の中に議院証言法改正小委員会を設け、各党間で合意した事項と合意されない事項を整理するなど、十九回に及ぶ協議を続けてまいりましたのであります。

今国会、御承知のとおり、予算委員会を初め税制問題等に関する調査特別委員会において証人出頭要求問題がしばしば論議され、同法改正問題が改めて提起されるに至りました。

去る八月十日及び十一月十日、原衆議院議長から議院運営委員会に対し、議院証言法改正問題について協議を進めるよう要請があり、議院運営委員会におきまして本問題について精力的に協議を行い、昨日委員会提出の法律案と決定いたしました次第であります。

その主な内容について簡単に御説明申し上げます。

まず第一に、証人が疾病その他の理由により議院に出頭することが困難な場合、特に必要なときに限り議院外で証人尋問を行えるようにしようとするものであります。

第二に、証人を喚問するに当たっては、国内にある者については五日、外国にある者については十日前までに、あらかじめ証言を求める事項等を通知するようにしようとするものであります。

第三に、証人は、許可を得て、補佐人、原則として弁護士ということになるわけでありませんが、人を選任することができるとし、補佐人は、証人の求めに応じ、宣誓及び証言の拒絶に関する事項に限り、助言することができるようになります。

第四に、証人に対して、宣誓前に、宣誓拒絶、証言拒絶の権利及び罰、偽証の罰を告知しなければならぬものとするものであります。

第五に、宣誓及び証言拒絶権等に関する民事訴訟法の準用を改め、刑事訴訟法等に準じた規定を設けようとするものであります。

第六に、証言を求める事項と無関係な尋問、威嚇または侮蔑的な尋問等と認めるときは、尋問事項を制限することができるようにしようとするものであります。

第七に、証人に対する尋問中の撮影は、許可をしないこととしようとするものであります。

第八に、偽証罪等の告発をするには、出席委員の三分の二以上の多数による議決を要するようしようとするものであります。

その他、証人等の被書給付及び証人威迫に対する処罰規定を設けようとするものであります。

なお、本案は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行することとし、あわせて、その他所要の規定の整備を行おうとするものであります。

御承知のとおり、議院証言法改正問題は長年にわたる懸案事項でありました。今回、各党互譲の精神で合意を見ることができたわけでありました。最後に、本改正案を提出することができたことにかんがみ、一言申し上げます。

今日まで改正手続に当たられた先輩諸氏並びに関係各位の御努力に敬意を表するものであります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。提案の説明といたします。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって本案は可決いたしました。

○議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時十四分散会

出席國務大臣

厚生大臣 藤本 孝雄君
運輸大臣 石原慎太郎君
郵政大臣 中山 正暉君
労働大臣 中村 太郎君
自治大臣 梶山 静六君
國務大臣 伊藤宗一郎君
國務大臣 小淵 恵三君
國務大臣 堀内 俊夫君

○朗読を省略した議長長の報告

(特別委員選任)

一、昨十六日、議長において、次のとおり特別委員を指名した。

リクルート問題に関する調査特別委員

- 稲葉 誠一君 小川 国彦君
- 小澤 克介君 坂上 富男君
- 洪沢 利久君 村山 富市君
- 山下八洲夫君 山花 貞夫君
- 児玉 健次君 野間 友一君
- 松本 善明君

(議案提出)

一、昨十六日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

(議案送付)

一、昨十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

- 税制改革法案
- 所得税法等の一部を改正する法律案
- 消費税法案
- 地方税法の一部を改正する法律案
- 消費譲与税法案
- 地方交付税法の一部を改正する法律案

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和六十三年十一月十六日

提出者

議院運営委員長 三塚 博

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「出頭」の下に「及び証言」を加え、同条の次に次の四条を加える。

第一条の二 各議院は、疾病その他の理由により証人として議院に出頭することが困難な場合であつて、議案その他の審査又は国政に関する調査のため証言を求めるときは、必要に応じて、証人として議院外の指定する場所に出頭すべき旨の要求をし、又は証人としてその現在場所において証言すべき旨の要求をすることができる。

前項の場合には、各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会の決定に基づき、その指名する二人以上の議員又は委員(以下「派遣議員等」という。)を派遣し、証人に証言を求めるときとする。

第一条の三 各議院は、証人として出頭すべき旨の要求をするときは、出頭すべき日(証人としてその現在場所において証言すべき旨の要求をするときは、証言すべき日)の五日(外国にある者については、十日)前までに、証人に対してその旨を通知するものとする。ただし、特別の事情がある場合において証人の同意があるときは、この限りでない。

各議院は、前項の通知をする場合には、具体的に記載された証言を求め事項及び正当の理由がなくて出頭しないときは刑罰に処せられる旨(証人としてその現在場所において証言すべき旨の要求をする場合には、正当の理由がなくその要求を拒んだときは刑罰に処せられる旨)を併せて通知するものとする。

各議院は、証人として書類の提出を求めるときは、次に掲げる事項を通知するものとする。一 第四条第一項に規定する者が刑事訴訟を受

け、又は有罪判決を受けるおそれのあるときは、書類の提出を拒むことができること。

二 第四条第二項本文に規定する者が業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に関するものについては、書類の提出を拒むことができること。

三 正当の理由がなくて書類を提出しないときは刑罰に処せられること。

第一条の四 証人は、各議院の議長若しくは委員長又は両議院の合同審査会の会長の許可を得て、補佐人を選任することができる。

補佐人は、弁護士のうちから選任するようにするものとする。

補佐人は、証人の求めに応じ、宣誓及び証言の拒絶に関する事項に関し、助言することができる。

第一条の五 証人には、宣誓前に、次に掲げる事項を告げなければならない。

一 第四条第一項に規定する者が刑事訴訟を受け、又は有罪判決を受けるおそれのあるときは、宣誓又は証言を拒むことができること。

二 第四条第二項本文に規定する者が業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に関するものについては、宣誓又は証言を拒むことができること。

三 正当の理由がなくて宣誓又は証言を拒んだときは刑罰に処せられること。

四 虚偽の陳述をしたときは刑罰に処せられること。

第二条中「各議院の議長若しくは委員長又は両議院の合同審査会の会長が出頭した証人に証言を求めるときは、各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会が証人に証言を求めるとき(派遣議員等を派遣して証言を求めるときを含む。)」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 証人は、自己又は次に掲げる者が刑事訴訟を受け、又は有罪判決を受けるおそれのあるときは、宣誓、証言又は書類の提出を拒むことができる。

一 自己の配偶者、三親等内の血族若しくは二親等内の姻族又は自己とこれらの親族関係があつた者

二 自己の後見人、後見監督人又は保佐人とする者

三 自己の後見人、後見監督人又は保佐人とする者
医師、歯科医師、助産婦、看護婦、弁護士(外国法事務弁護士を含む。)、弁理士、公証人、宗教の職にある者又はこれらの職にあつた者は、業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に関するものについては、宣誓、証言又は書類の提出を拒むことができる。ただし、本人が承諾した場合は、この限りでない。

証人は、宣誓、証言又は書類の提出を拒むときは、その事由を示さなければならない。

第五条第一項中「出頭した証人が公務員」を「証人が公務員(国務大臣、内閣官房副長官及び政務次官以外の国会議員を除く。以下同じ。)」に改め、「(国務大臣以外の国会議員を除く。)」を削り、同条の次に次の三条を加える。

第五条の二 各議院の議長若しくは委員長又は両議院の合同審査会の会長は、議員又は委員の証人に対する尋問が、証言を求め事項と無関係な尋問、威嚇的又は侮辱的な尋問その他適切でない尋問と認めるときは、これを制限することができる。

第五条の三 委員会又は両議院の合同審査会における証人に対する尋問中の撮影については、これを許可しない。

第五条の四 国は、証人として出頭し、証言し、若しくは書類を提出し、又は証人として出頭しようとし、証言しようとし、若しくは書類を提出しようとしたことにより、当該証人又はその配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、直系血族若しくは同居の親族が、他人からその身体又は生

朗読を省略した議長長の報告 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和六十三年十一月十七日 衆議院會議録第十七号 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案

命に書を加えられた場合における被害者その他の者に対し、証人等の被害についての給付に関する法律(昭和三十三年法律第九号)の規定の例により、給付を行う。この場合において、同法第六条中「政令で定める」とあるのは「両議院の議長が協議して定めるところによる」と、同法第九条第一項中「法務大臣」とあるのは「各議院の議長」とする。

第七條第一項中「出頭せず」の下に「現在場所において証言すべきことの要求を拒み」を加え、「又は出頭した証人」を「又は証人」に、「拒むだ」を「拒んだ」に、「一万円」を「十万円」に改める。第八條に次の一項を加える。

委員会又は両議院の合同審査会が前項の規定により告発するには、出席委員の三分の二以上の多数による議決を要する。

第九條 次に次の一條を加える。

第九條 証人又はその親族に対し、当該証人の出頭、証言又は書類の提出に関し、正当の理由がなくて、面会を強要し、又は威迫する言動をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出頭及び証言又は書類の提出を求められた証人に係る議案その他の審査又は国政に関する調査について適用し、施行日前に出頭又は書類の提出を求められた証人に係る議案その他の審査又は国政に関する調査については、なお従前の例による。

3 施行日前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる場合における施行日

以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国会法の一部改正)

4 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第六條中「参考人の出頭を求めた」を「参考人が出頭し、又は陳述した」に改める。

(議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部改正)

5 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第一條中「その院の要求により証人として出頭した」を「証人として出頭し、又は陳述した」に改める。

第四條第二項中「各議院に出頭し」を「出頭し、若しくは陳述し」に改める。

第六條を次のように改める。

第六條 公聴会に出頭した利害関係者又は学識経験者等、委員会、参議院の調査会又は政治倫理審査会に出頭した参考人及び証人の補佐人には、前五條の規定の例により旅費及び日当を支給する。

理由

議院外においても証人尋問ができることとするとともに、尋問事項等の通知、補佐人制度の導入、証言拒絶権等の告知、尋問中の撮影の禁止、証人等の被害についての給付、偽証罪等の告発要件の加重及び証人威迫罪の新設により証人の保護を図り、あわせて証言拒絶権等の規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒105

東京都港区虎ノ門一丁目二番四号
大蔵省印刷局

官報課
ダイヤル
三(五)三三〇

定価一部
一一〇円